

1 非常通信協議会関係規定

(1) 非常通信規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 非常通信の運用計画、実施及び訓練に関し電波法及びこれに基づく命令に規定がない事項については、この規約の定めるところによる。

第2章 非常通信協議会

(協議会の構成)

第3条 電波法第74条の2の規定に基づく総務大臣の要請によるほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる者のうち、非常通信に関する深い者をもって非常通信協議会（以下、「協議会」という。）を構成する。

- 一 無線局の免許（承認）を受けた者
 - 二 人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持に関する機関又は団体並びに生活関連機関
 - 三 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- 2 協議会は、中央、地方及び地区協議会とする。

(協議会の任務)

第4条 中央協議会は次の事項について協議又は要請を行う。

- 一 非常通信の運用計画及び実施に関する協議
 - 二 非常通信の訓練計画及び実施に関する協議
 - 三 非常通信についての調査研究に関する協議
 - 四 非常通信の取扱要請
 - 五 その他必要な事項に関する協議
- 2 地方協議会は、前項のうち当該地方に関する事項について協議又は要請を行う。
- 3 地区協議会は、前二項のうち当該地区に関する事項について協議又は要請を行う。

(協議会の開催)

第5条 協議会は毎年1回定期に開催する。

- 2 前項のほか、必要に応じ適宜に開催することができる。

(要請会議)

第5条の2 協議会は、その内部に要請会議を設置する。

- 2 要請会議は、協議会からの委任を受け、非常通信の取扱要請を行う。

(要請の対象)

第5条の3 非常通信の取扱要請は、次の場合を対象とする。

- 一 構成員等から非常通信の確保の協力を求められた場合
- 二 その他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合

(非常通信の取扱要請の手順)

第5条の4 非常通信の取扱要請は、次の手順により行う。

- 一 中央協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 二 地方協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 三 地区協議会は、他の協議会からの依頼又は地方協議会との協議により、その構成員に対し非常通信の取扱要請を行うことができる。ただし、協議が困難な場合は、地区協議会独自に行うことができる。

(要請への協力)

第5条の5 協議会及びその構成員から、非常通信の取扱要請を受けた構成員は、自己の責任においてこれに協力することとする。

(総務省との協議)

第6条 協議会は、第4条により決定した事項について、総務省と密接に連絡協議を行うものとする。

(協議会の名称等)

第7条 協議会の名称、所在地、結成区域及び第3条第1項の構成員は、別表に定める。

第3章 計画及び実施

(非常通信の計画)

第8条 非常通信計画は、既往の事実及び将来起こり得べき非常事態を考慮し、非常通信が円滑に行うことができるよう定めるものとする。

2 前項の計画を定めたとき、総務大臣に報告するものとする。

(非常通信の実施)

第9条 非常通信の実施は、前条の計画に基づいて行うものとする。

(内閣府との連絡の確保)

第10条 内閣府との間に非常通信の実施を必要とするときは、すべての構成員はその連絡の確保に協力しなければならない。

第4章 訓 練

(訓練)

第11条 災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。）が発生した場合に、円滑な非常通信の実施が確保できるよう平素より第8条の計画に基づいて訓練を行わなければならない。

(訓練の実施)

第12条 訓練は、協議会の計画に基づいて、国及び地方公共団体等と連携した実践的通信訓練を実施するものとする。

第5章 表 彰

(表彰)

第13条 協議会は、非常通信の実施及び協議会の運営に関し、特に功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

(表彰の実施)

第14条 表彰の実施については、別に定める非常通信協議会表彰規則により行うこととする。

第6章 雜 則

(細則)

第15条 協議会は、協議会の運営並びに非常通信の実施及び訓練に関し、必要な細則を定めることができる。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、中央協議会でこれを行う。

附 則

この規約は昭和26年7月19日より実施する。

附 則

この規約は昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規約は平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規約は平成5年4月9日より実施する。

附 則

この規約は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規約は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規約は平成8年4月9日から実施する。

附 則

この規約は平成11年4月28日から実施する。

附 則

この規約は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規約は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規約は平成16年4月23日から実施する。

附 則

この規約は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規約は平成19年3月20日から実施する。

附 則

この規約は平成21年2月24日から実施する。

附 則

この規約は平成22年2月24日から実施する。

別表(第7条関係)

平成28年10月現在

協議会名称	所在地	結成区域	構成員
中央非常通信協議会	東京	全国	別記
地方非常通信協議会	総合通信局等所在地	総合通信局等の管轄区域	中央に準ずる (電力会社、新聞社等及び都道府県、市町村を含む)
地区非常通信協議会	都道府県内所在地 (但し、地方協議会が地区協議会の任務を行う場合は、地区協議会の設置を任意とする)	都道府県内 (但し、事情によっては、2都府県以上をもって1結成区域とし、その結成区域内に適宜支部を設置することができる)	地方に準ずる (電力会社、新聞社等及び都道府県、市町村を含む)

別記

総務省、内閣府、警察庁、消防庁、法務省、林野庁、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、防衛省、一般財団法人移動無線センター、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、一般財団法人自治体衛星通信機構、スカパーJSAT株式会社、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、全国消防長会、ソフトバンク株式会社、電気事業連合会、電源開発株式会社、西日本電信電話株式会社、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本赤十字社、日本通運株式会社、日本電信電話株式会社、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、東日本電信電話株式会社、独立行政法人水資源機構

(2) 非常通信運用細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下、「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

(無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等)

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会长が、特に必要がないと定めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

(非常通信系の構成)

第3条 非常通信系は、原則として次の順序より構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

(地方区及び地区非常通信系の構成)

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。
3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

(移動する無線局の活用)

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通報の疎通に協力するものとする。

(非常通報の内容)

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置

に関するもの

- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 遭難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に關係する者から非常通信の依頼のあったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達しうると認められる場合はこの限りではない。

（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

（非常通信の協力）

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

（非常通信の運用）

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4, 630KHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4, 630KHzの設備がないときは、通常通信波又は第18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して隨時呼出しを行うものとする。

(非常通報の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類（ヒゼウ、欧文の場合はEXZ）
- (2) 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

- (1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「　　」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれその区分を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力を挙げるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には、「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

- 一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練
 - 二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは数地区と内閣府との間に行う訓練
- 2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれその地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事（又は局内心得）及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙の様式及び記入要領により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は平成22年2月24日から実施する。

平成 年 月 日

非常通信協議会会長 殿

構成員名

非常通信訓練実施報告書

実施年月日			平成 年 月 日 ()					
往路通信	受信相手先	時 刻	時 分					
		機関名						
		伝達方法	有線	無線	使送	その他		
		回線種別						
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面	その他
復路通信	送信相手先	時 刻	時 分					
		機関名						
		伝達方法	有線	無線	使送	その他		
		回線種別						
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面	その他
予備電源使用								
伝搬路障害								
通報遅延理由								
所 見								

記 入 要 領

1 時刻については、24時間制で記入すること。
なお、受信の場合は「受信完了時刻」、送信の場合は「送信完了時刻」を記入すること。

2 機関名については、通信相手先名称を記入すること。

3 伝達方法については、選択したものに○印を記入すること。

4 回線種別については、次の中から選択して、略称を記入すること。

中 防…中央防災無線(地上系)

中 星…中央防災無線(衛星系)

警 察…警察用通信回線

消 防…消防防災無線(地上系)

水 防…水防道路用無線

海 保…海上保安用通信回線

防 衛…防衛用通信回線

電 力…電気事業用通信回線

地 星…地域衛星通信ネットワーク

県 防…都道府県防災行政無線(地上系)

市 同…市町村防災行政無線(同報系)

市 移…市町村防災行政無線(移動系)

消 救…消防・救急無線

地 域…地域防災無線

相 互…防災相互通信用無線

C S…自営衛星通信回路

専 用…電気通信事業者の専用回線

孤 立…孤立防止用無線

非 常…非常波(4, 630KHz)

自 営…前記以外の自営の通信網

その他の通信回線

5 伝達手段については、選択したものに○印を記入すること。

6 予備電源使用については、使用の有無を記入すること。

7 伝搬路障害については、訓練中に障害があった場合は、その内容を具体的に記入すること。

8 通報遅延理由については、遅延が発生した場合は、その内容を具体的に記入すること。

9 所見については、訓練参加に関する意見等を記入すること。